

公会堂等の整備及び設置計画にかかる現行の補助制度

CHECK

1 自治会公会堂・集会場の新築

補助金名：コミュニティ施設整備事業費補助金（地区集会施設整備補助）

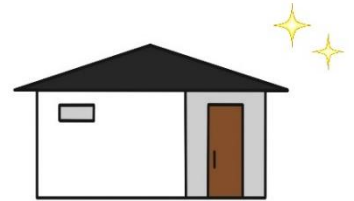
【袋井市自治会ハンドブック 2026P32、33 参照】

補助金概要	補助率	補助限度額	補助対象外経費	その他
公会堂等の新築事業（全面建替含む）への補助金制度です。	補助対象事業費の 1/3 以内 （1,000 円未満切り捨て）	800 万円	ア 用地費、補償費 イ 用地造成費 ウ 解体撤去処分費 エ 外構工事費 オ 設計費、測量試験費	本申請時には、 8者以上 の入札が必要



1年度に補助できる自治会数に限りがあります。

現在、本補助制度の利用を予定している自治会が約 20 自治会あります。新築については、検討を開始した段階で、お早めに協働まちづくり課へご相談ください。



2 自治会公会堂・集会場の増改築

補助金名：コミュニティ施設整備事業費補助金（地区集会施設整備補助）

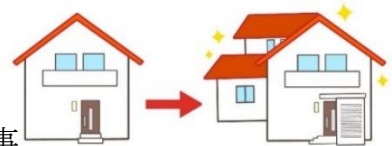
【袋井市自治会ハンドブック 2026P34、35 参照】

補助金概要	補助率	補助限度額	補助対象外経費	計画書添付書類
公会堂等の床面積を増やす増築と、柱や基礎等の主要構造物の全面改修事業への補助です。	補助対象事業費の 1/3 以内 （1,000 円未満切り捨て）	250 万円 （補助対象事業が 100 万円以上の事業に限る）	公会堂の内外壁・床・建具類などの補修のみの事業 ※ただし、増築・改築に伴う場合は補助対象となります。	見積書の写し(1者) （本申請時には、複数者の見積が必要）

事業例

※事業スケジュールにつきましては、予めご相談ください。

- ・主要構造物（建物を支える骨組み部分）の全面改修工事
- ・くみ取り式・単独浄化槽から合併浄化槽・下水道への変更工事
- ・合併浄化槽から下水道への変更工事
- ・耐震診断後、総合評価 1.0 未満を 1.0 以上とするための補強工事



3 自治会公会堂の耐震診断

補助金名：既存建築物耐震性向上事業費補助金（公会堂耐震診断）

【袋井市自治会ハンドブック 2026P38 参照】

補助対象：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された公会堂

補助金額：公会堂の耐震診断にかかる費用（見積額）と基準額（延べ面積 1 m²あたり 4,580 円）を比較して少ない額（限度額 200 万円）

その他：計画書提出時に**見積書の写し(1者)**を添付。事業スケジュールは要相談。

CHECK

4 軽微な施設整備(新築・増改築を除く)

補助金名：コミュニティ施設整備事業費補助金

CHECK

【袋井市自治会ハンドブック 2026P36、37 参照】

補助金概要	補助率	補助限度額	補助対象外経費	計画書添付書類
公会堂等及び公会堂に付帯する設備の整備に対する補助制度です。 <u>※対象となる事業例は欄外へ記載</u>	補助対象事業費の 1/3 以内 (1,000 円未満切り捨て)	100 万円 (掲示板新設、ICT 推進、熱中症対策にかかる事業の補助限度額は 20 万円)	ア 施設の修繕・既存設備の更新 イ 欄外補助対象事業以外の一般家電製品や家具調度品購入 ウ 個人の所有物や、使用が特定の人限定される設備(備品)の整備 エ 静岡県または袋井市等から他の補助金、助成金を受けている事業 オ その他消耗品	<u>見積書の写し(1者)</u> (本申請時には、複数者の見積書が必要)

補助対象事業の例

- ア 公会堂等の外壁に付帯する掲示板の新設
- イ 公会堂等への手すり・スロープの新設
- ウ トイレの洋式化、バリアフリー化
- エ 増改築に至らない地震対策(飛散防止フィルム貼り)等
- オ 自治会の ICT 推進(公会堂の Wi-Fi、パソコン一式、スキャン機能付き複合機、大型ディスプレイ、モニター等の新規購入)事業
- カ エアコンの新規設置



※当補助金は、施設の機能を向上させることを目的としたものであるため、施設の現状回復を目的とする修繕や、設備の更新は対象外です。

CHECK

5 原材料支給

制度名：コミュニティ施設用原材料支給【袋井市自治会ハンドブック 2026P40、41 参照】

制度概要	補助率	補助限度額	補助対象外経費	対象外施工場所
自治会内で地域住民自らが地域コミュニティ広場等の整備を行う場合、碎石、ペンキ等の原材料を支給する制度です。	原材料費の 10/10	10 万円(税込) R8 実績 10 万円(税込) ※1自治会1年度に1回の申請となります。	・消耗品 ・重機借上料 ・人件費 ・施工費等	・防災倉庫 ・ごみ集積所 ・屋台小屋等 ・市が管理する道路及び水路

※1 原材料支給は、希望する自治会の数に応じて、予算内で配分しますので 10 万円を下回る場合があります。

※2 原材料を活用した整備などは、必ず自治会の皆さんが自ら行ってください。
(整備などを業者が行った場合は許可を取り消します)

【注意事項】

- 1 今回の計画書の提出は、来年度（令和 9 年度）の本市予算編成の基礎資料とするため、現行（令和 8 年度）の補助制度をもとに、市内全自治会の整備計画等の総量を取りまとめることを目的に実施するものです。
- 2 本計画書の提出により、来年度の貴自治会における整備計画の補助を確約するものではありません。あらかじめご承知おき願います。
- 3 現行の補助制度については、来年度予算編成の過程で補助内容の見直し（廃止、縮小等を含む）を行う場合があります。併せてご承知おき願います。